第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号並びに第７項の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000
自衛官組合員	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000
短期組合員	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000	［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000
任意継続組合員	［略］	［略］	15.26／1000	2.30／1000	［略］	［略］	／	／

２　［略］

３　［略］

組合の負担金率			
短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
［略］	［略］	7.63／1000	1.15／1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50／1000」とあるのは、「1.04／1000」とする。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号並びに第７項の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	［同左］	［同左］	7.66／1000	［同左］	［同左］	7.66／1000
自衛官組合員	［同左］	［同左］	7.66／1000	［同左］	［同左］	7.66／1000
短期組合員	［同左］	［同左］	7.66／1000	［同左］	［同左］	7.66／1000
任意継続組合員	［同左］	［同左］	15.32／1000	［同左］	［同左］	／

２　［同左］

３　［同左］

組合の負担金率		
短期給付	福祉事業	介護納付金
［同左］	［同左］	7.66／1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50／1000」とあるのは、「1.10／1000」とする。